

いわて児童館テキスト Vol.4

平成20年度発行

監修

岩手県立大学社会福祉学部

准教授 三上邦彦さん

執筆協力

宮古児童相談所

所長 田村幹雄さん

北松園児童センター

館長 木村泰雄さん

企画制作

県立児童館いわて子どもの森

〒028-5134

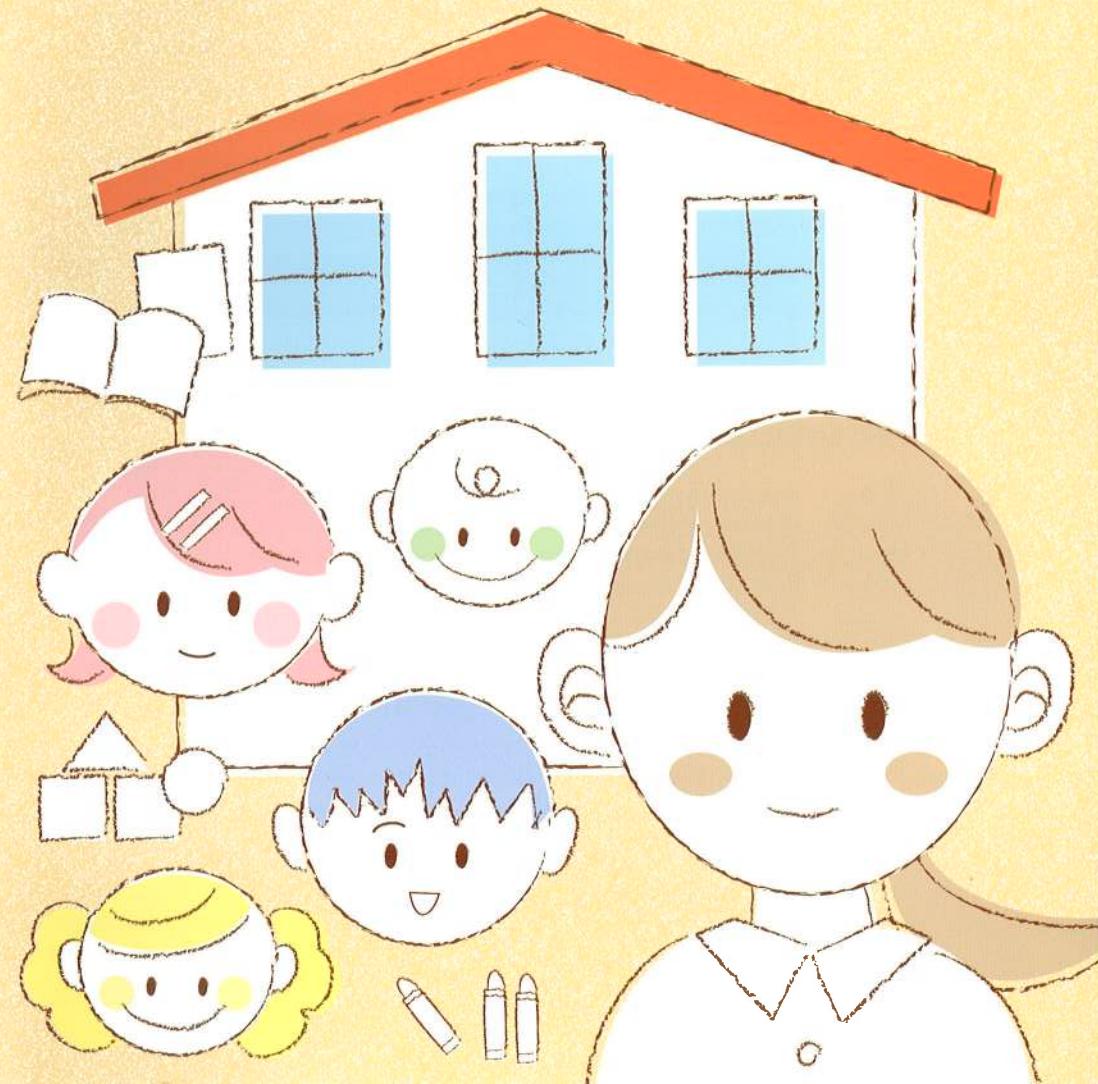
岩手県一戸町奥中山字西田子1468-2

TEL 0195-35-3888

FAX 0195-35-3889

# いわて児童館 テキスト Vol.4

## 児童館と子ども虐待防止



も  
く  
じ

I なぜ、いま、児童館で虐待防止なのか	
いわて子どもの森 館長 吉成信夫	1
I-1 児童館だからこそできること	1
I-2 マルトリートメントってなに？	2
I-3 私たちのしごと	3
I-4 地域ネットワークとつながる、つなげる	5
I-5 子ども観をもつことの大切さ	5
II 子どもの虐待とは何か	
宮古児童相談所 所長 田村幹雄	6
II-1 子どもの虐待増加中	6
II-2 どこまでが虐待か	7
II-3 子どもの虐待の内容	8
II-4 子どもの虐待の問題性	9
II-5 子どもの虐待が起こる要因	10
II-6 子どもの虐待防止の取り組み	10
II-7 周囲の関係機関に期待されていること	11
II-8 連絡する時に心配なこと	12
II-9 虐待のサイン(チェックリスト)	14
II-10 子どもから虐待についての話を聞く時の留意事項	16
II-11 担当市町村・児童相談所に連絡した後	16
II-12 子どもの虐待の予防について	17
II-13 地域ネットワークでの対応事例	
事例1 夜に外に放り出す	19
事例2 ごみ屋敷からの脱出	20
事例3 毎日体にあざのある事例	21
参考文献	21
III 子どもが話せる関係づくり・親が話せる関係づくり	
北松園児童センター 館長 木村泰雄	22
III-1 凍れる瞳・閉じた心	22
III-2 居場所としての児童館	23
III-3 子どもの心に寄り添い、涙の一滴を受け止める	24
III-4 豊かな活動を通して自分に自信を	25
III-5 親も被害者、寛容こそ変化の芽	26
III-6 弱さをいとおしみ、温もりのある絆を	27
IV 子どもと親を支える地域ネットワーク関係づくり	
北松園児童センター 館長 木村泰雄	28
IV-1 虐待の連鎖・再発	28
IV-2 点を線に、線を面に	29
IV-3 一人ひとりの命と心を輝かす	32
参考・引用文献	32
インタビューコラム	33
V 児童虐待に関わる相談機関	36
あとがき	38

## I なぜ、いま、児童館で虐待防止なのか

いわて子どもの森 館長 吉成信夫

### I-1 児童館だからこそできること

子どもの虐待防止が叫ばれる今日、その対応に児童相談所も自治体の福祉窓口も日夜追われています。子どもの森が県の事業としてこれまで5年間にわたって県内各地で毎年開催してきた「情報交換会」でも、子どもの虐待が疑われる話を現場の指導者の方々から出されるケースが毎年あります。実際、児童館に来る子どものことでの年も児童厚生員の方が自分の胸の内を出せないで悩んでいたけれど、ようやく話せたというのも過去にはありました。私たちおとなでさえどう対応すべきか判断に迷ってしまうことを、子どもが、虐待を受けている当事者であればなおさらのこと、誰にも言えるはずもありません。子どもが言葉に出して言えなくともSOSのサインは何らかのかたちで出されていることがあります。

サインを読み取り、子どもの心やからだのいつもと違う状態を察してくれるおとなが周囲にいないことが、現代の日本社会の大きな課題となっているのだと思います。

私たち現場の児童館職員は、「虐待に関する問題は児童相談所や行政の福祉窓口が専門だからそこですべてやってね」とその場で目をつぶることができません。毎日、子どもたちが訪れ、子どもたちの日々の遊びの現場を持つ児童館だからこそできることがあるのだと腹を決めておくことが必要です。それは児童館がこれまで地域の中で担ってきた特性、役割と深く関係しています。児童館は本来学校とは異なり、遊びを通して、子ども(中高校生も含めて)が安心して自由に率直に話ができる、子どもの居場所として運営されてきたものだからです。もちろん、そこにいるおとな(館長さんや児童厚生員さん)に対しての信頼感がなければ子どもは本当の話を絶対しないわけですが。子どもに関わる私たちが、信頼に足るかどうかを鋭く本能的にいつも子どもたちに問われているのだと思うのです。

## I-2 マルトリーントメントってなに？

「おとの子どものに対する不適切な関わり」のことを言うのですが、この言葉を聞いたことがあるひともいらっしゃると思います。虐待を含めた、広い概念として、児童館が子どもの虐待予防の場としての機能を果たしていく上で、意識しておくべき言葉です。明らかな虐待と言えるあざや骨折がまだ生じていなくても（辛い言い方ですが）、危険が予測される場合や、（子どもが心理的な苦痛）を感じていたりする場合のことを意味します。（下図：仙台市虐待対応マニュアルより）

児童館はマルトリーントメントの概念で考えれば、虐待に至らないことであっても、子どもの心からだの健やかな発達を阻害するものごとを注意深く意識しておくことは、不可欠なしごとであることをあらためてここで強調したいと思います。

### マルトリーントメント

「虐待」より広い概念として、「マルトリーントメント」という言葉があり、「大人のこどもに対する不適切な関わり」を意味しています。

マルトリーントメントは、前述の虐待の4つの定義を表すだけでなく、保護者に限らず、例えばきょうだいや他の大人が、あざや骨折がまだ生じていなくても、殴ったり蹴ったりするような「不適切な関わり」することにより、「明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態になること」まで含めて考えられています。

虐待の問題を考える場合、こうした「不適切な関わり」にも注意を払いながら取り組むことが大切です。

#### 社会的要因

経済的  
困難

マルトリーントメント  
子ども虐待

社会的  
孤立

虐待とは  
言い切れない  
大人の  
こどもに  
対する  
不適切な  
関わり

身体的  
虐待

心理的  
虐待

性的  
虐待

育児  
ストレスなど

ネグレクト

（仙台市虐待対応マニュアルより）

## I-3 私たちのしごと

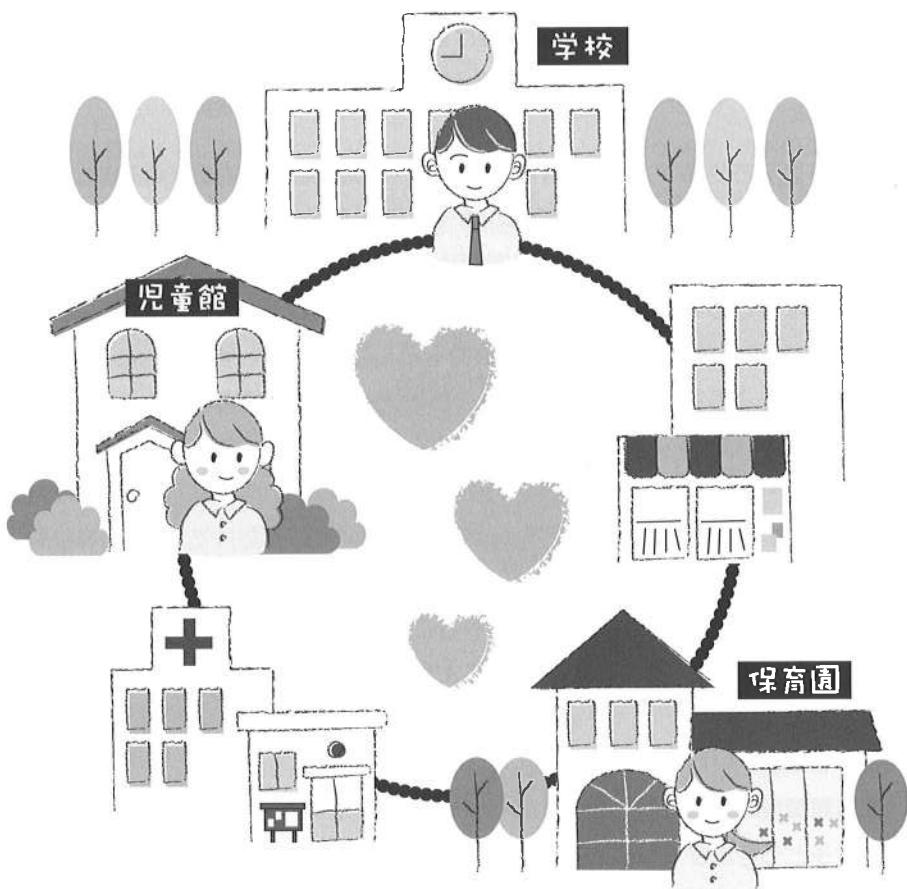
子どもの虐待が発生する以前に、子どもが乳幼児期を経て学齢期にあがるまでの間に、幾つもの機関や施設、子どもに関わる様々な人の出会いがあり、それぞれの子どもの発達を見守る機会があるはずです。その際に、課題や問題を抱えた気になる子どもの発見がなされ、事前に予防的な対応を取ることができれば、深刻な事態に至ることを避けることができるはずです。その点、保育園や幼稚園、児童館は、子どもたちに近い生活の場、遊びの場であるため、学校よりも子どもの身体的な虐待や暴力の兆しを日常の何気ない遊びや生活保育を通して発見することができやすいと言われています。これは一刻を争う緊急の対応だけに限りません。子どもの言動の変化を注意深く見守り続ける中で、その背景にある心理的理由を探りつつ、子どもへの援助を継続することは私たち児童館職員の大切なしごとのです。

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待もしくは虐待に近い扱いを受けている事実を話すことはあまりないかもしれません。自分が悪い子だからつい目にあっていると思い込んで自分を責めている場合があることを私たちはあらかじめ想像しておく必要があります。そんな時は、「あなたが悪いわけではない」とを伝えて、子どもをまるごと認める姿勢を示しながら、少しずつ自分の気持ちを話してくれるような雰囲気をつくることが大切です。児童館の中での子どもからの相談は、多くは突然始まります。遊びと遊びの間の中休み、ふいに児童厚生員の横に寄って来て家族の関係や学校でのいじめをぽつりぽつりと話し始める子どもがいます。私自身の体験でも、うろたえながらただ話を聴くだけで立派なアドバイスなんか何もできなかつたのですが、それでも話を受け止めてくれるおとなが児童館にいるということだけでもそれは今ここで傷つき悩んでいる子どもの拠り所になるのだと思います。さらに言えば、子どもといっしょに問題解決の方向を探る行動をしてくれるおとなが児童館にいれば、子どもが自分への自信、自己肯定する気持ちを育てていくことへと歩み出すことができるのです。

児童館職員のしごとは、子ども虐待の予防だけではありません。虐待を受けてしまった子どもを温かく受け入れ、見守りを続けることとともに、その子どものお母さんやお父さんのサポートもあります。もちろん児童館職員だけで対応できない

こともありますので、地域の様々な機関と日頃からつながりを持っておくことが大切です。

エコマップという手法で関係を図にあらわしてみるとみなさんの児童館を取り巻く社会資源である施設やキーパーソンとなるひととの関係の強さ弱さがわかります。みなさんの児童館を中心にして、地域の中で日頃からの児童館活動でつながりを持っている様々なひとや団体を紙に書き出してみて事務室に掲示しておくといいと思います。職員の方々が長い時間かけて築いた、児童館を訪れる方々との日常的な良い関係が子ども虐待防止にも生きるのです(P31参照)



#### I-4 地域ネットワークとつながる、つなげる

北海道中標津町では、町役場子育て支援室の下に、児童虐待防止の地域のコアセンターとして児童館(4館と子育て支援センター1館)の位置づけを明確に再定義して、役場と児童館の連携を強めています。先頃、役場の担当者にお目にかかる機会があったのですが、「児童館は地域の虐待防止の最後の砦だ！」と話してくれた言葉が、強烈な印象として私の胸に残っています。町と児童館がばらばらに存在している状況では、虐待の通告を児童館から発することに児童館職員は躊躇してしまいます。後で誰が通報したのか、と地域の中で犯人探しがなされることになる場合があるからです。そうなれば児童館に虐待を受けた子どもがまた通ってくる可能性を閉ざすことにつながりかねません。だから、中標津町のような連携と役割分担についての共通理解が必要なのだと思います。

#### I-5 子ども観をもつことの大切さ

以前このテキストの1号でも述べたのですが、「子ども観」についてもひとこと触れてみたいと思います。子ども観とは何でしょうか。どういう子どもに育ってほしいかという私たちの願いや思いをあらわすものをそう呼びたいと思います。児童館は学校とは違いますので、いわゆるおとなが御しやすいという意味での「良い子」の育成に取り組む必要はないはずです。「成績や評価につながらない関係をもつところ」であることは、明確です。子どもたちが素のままでいられることを保証できる場であることを支えることが、私たちの役目です。

子どもの森では、「おとなも子どもも、のんびり、ゆっくり、ぼけーっとしようよ」というメッセージに館の子ども観を集約しているつもりです。それぞれの児童館に応じて、それぞれの集約すべき子ども観があるのだと私は思います。

虐待に対するものであってもなくとも、私たち児童館職員が子どもと関わる時の基本的な対応方は変わるものではありません。評価をしないこと。共感を伝えられる関係を築くためのあらゆる努力をすること。子どもの話を聞くこと、注意深く聴き取ること。これらを軸として、子どもと向き合う児童館、職員でありたいと思います。

## II

# 子どもの虐待とは何か

## II-1 子どもの虐待増加中

子どもの虐待をめぐる状況は大きな問題になっています。毎日のように子どもの虐待に関わるニュースがテレビや、新聞で報道されています。ここ十年間では、岩手県でも全国でも増加しています。岩手県内ではここ2年間は大きな増加は見られませんが、相談の中身はより深刻に、かつ複雑化している状況です。増加していることについては、虐待という問題が増加しているのではなく、社会の意識の変化や子どもの虐待防止制度の改正により子どもの虐待に関する相談が多く寄せられるようになったということであると言われています。したがって、まだ子どもの虐待は潜在していると考えられます。市町村での子どもの虐待相談の受け付け対応は平成17年度から始まりましたが、相談件数は年々増加しています(表1～3)。

表1

全国児童虐待相談件数(児童相談所)

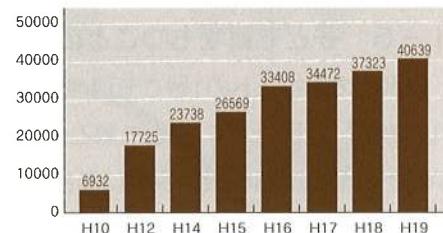


表2

岩手県内児童相談所子どもの相談取り扱い件数

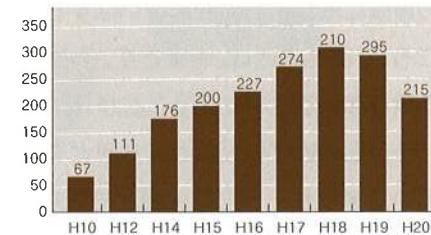
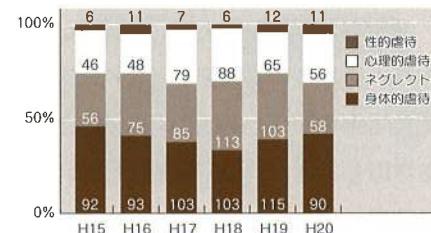


表3

虐待内容の年度別比率(岩手県)



## II-2 どこまでが虐待か

### しつけと虐待

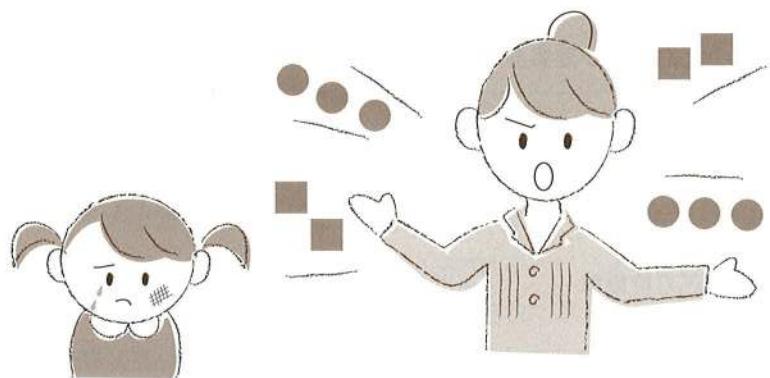
虐待をしている親の多くが“しつけ”的めとしています。その主張は「自分は正しいことをしている。子どもが悪い。子どものためにしつけている。」というものです。

また、子どもに甘く見られないためには暴力が必要という意見もあります。しかし、これは子どもを全く尊重しない考え方です。

しつけは子どもの成長や発達のために必要な行動です。しかし、しつけに暴力や暴言が伴うと虐待になります。

しつけのために体罰を加えたら子どもは悪さをしなくなったということも聞こえてきます。悪さをしなくなったからそれで良いとは言えません。悪さを外部の大人の力(体罰等)で抑えると、その力が弱まると一挙に悪さが噴出します。悪さをする気持ちを抑えるために必要な子ども自身の内部にコントロールする力を育てていくようにしなければなりません。

1回叩いたから虐待ではないとか10回叩いたから虐待であるとは言えません。子どもの成長にとってマイナスであればその接し方は虐待であると考えられます。虐待は、親の意図とは関係なく、その行為そのものが子どもの成長、発達にとって有害かどうかという観点から判断することがとても大切です。子どもが安心した気持ちで生活していない状況があれば虐待を考えてみることが大事です。虐待かどうかは大人の考え方ではなく、子どもを基準にして判断したいものです。



## II-3 子どもの虐待の内容

### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、戸外に閉め出す、縄などで身体を拘束、異物を飲ませるなど

### ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること  
家に閉じ込める、病気やけがをしても病院につれて行かない、ひどく不潔なままにする、適切な食事を与えない、同居人の子どもへの暴力を放置する、自動車内や家に置き去りにするなど

### 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと  
言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前でDV（ドメスティック・バイオレンス）等  
家族への暴力行為を行うなど

### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること  
子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を子どもに見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

### その他の虐待

代理ミンヒハウゼン症候群……子どもの病気を装い、一生懸命看護している親として、周囲の関心を引く

マルトリーントメント…………大人（15歳以上）の子どもに対する不適切な関わり（家庭外での不当な行為）

乳幼児揺さぶり症候群…………あやすために乳幼児を乱暴に揺さぶることによって生ずる頭部外傷

虐待は身体的な虐待だけが社会的にもイメージされ、問題になってきていましたが、言葉の暴力（心理的虐待）や子どもをほったらかしておくこと（ネグレクト）なども虐待と定義されています。岩手県でもネグレクトによる虐待相談が増加しています。

ネグレクトには栄養学的ネグレクト、身体的ネグレクト、医療的ネグレクト、保護・監督ネグレクト、情緒的ネグレクトなどがあります。

（子どもネグレクトアセスメント研究会）



## II-4 子どもの虐待の問題性

虐待は子どもの権利（後述）を侵害し、子どもが安心して生活し、成長する権利を奪うものです。

子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えます。子どもの成長を阻害（成長の可能性を摘む）したり子どもの心に大きな傷を負わせる行為なのです。

直接的には身体的暴力による生命の危険や外傷による障害等、ネグレクトでは栄養や刺激の不足による発育不良や発達の遅れをきたすこともあります。

心の面では自分に自信が持てなくなり、他人も信用できなくなり、日常生活や対人関係をスムーズに取れなくなることがあげられます。虐待を受ける体験によりトラウマ（心的外傷）を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等が出現し、安定した愛着関係を形成できないことも生じてきます。対人関係の持ちにくさなどから不登校や自傷行為などの非社会的行動や非行等の反社会的行動に発展することもあります。さらには、虐待に加え、受容・評価されないことによる自分をだめな子であるとか人に愛されない子であるというようにとらえ、不安感を強くして情緒的な問題を引きずることや虐待された本人が大人になって、自分の子どもを虐待するようになる（世代間伝達）場合もあります。

## II-5 子どもの虐待が起こる要因

- 養育者側の要因** 性格問題、精神疾患、知的障害、アルコール依存、経済的問題  
子育て経験不足、母親の育児負担、望まない出産、養育力不足
- 家庭生活の要因** 家庭生活にストレスフルな状況（DV、不和他）
- 社会環境の要因** 地域からの孤立
- 子ども側の要因** 特に乳幼児はサインが出ていないことが多い。  
手のかかる子、育てにくい子、未熟児、発達障害等、  
多くの要因が複雑に絡み合って引き起こされます。その意味では虐待する保護者も被害者であり援助の対象者であるといえます。

## II-6 子どもの虐待防止の取り組み

子どもの虐待への支援は、大きく分けて、虐待してしまう保護者や虐待を受けている児童への援助と日常からの様々な予防的活動に分けられます。

起こってしまった虐待へは、子どもを保護したり、問題を重度化、深刻化させないために、各機関同士でセーフティーネット（安全網）をつくり子どもと親を支援していきます。また、不安定な要因のある家族へは、虐待へと進行しないように、子どもへの見守りや保護者に対する啓発や教育をすることが必要です。これらを地域社会の皆で取り組むことが非常に大事です。

そのために、まずは、正しい知識と早期発見が必要です。

- (1)虐待は「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こる可能性があります。  
(2)虐待は、家庭内という密室に隠れ、わかりにくいものといつても、やはりどこかに、「あれっ、おかしいな」と思うところが必ずあります。

虐待を放置していると、子どもの心身の成長や人格に重大な影響を与えてしまうだけでなく、命を奪うこともあり大変危険です。まさか自分の周りに…。と思っていると遅いのです。

「虐待」かどうかはっきりしない、「虐待」と言ってよいかどうか自信がないとためらっているうちに手遅れになることがあります。はっきり虐待とわかったときには、すでに非常に深刻な事態になっていることもあります。

虐待を早期に発見することが、子どものためにたいへん重要です。

「虐待かどうか」にこだわるよりも、その子どもと家庭が、今、何か援助を求めているのではないかと考えることが大切です。

子どもを虐待から守るために早期発見と防止にみなさんのご協力をお願いします。

## II-7 周囲の関係機関に期待されていること

（学校、児童館、学童クラブ、保育園、幼稚園等）

学校や児童館等は毎日のように子どもと保護者に会って話をすることができる場所です。また、子どもに安心と安全を提供する場もあります。そして、子どもや保護者のSOSに気づくことができるところもあります。

期待される役割は以下のとおりです。

- ① 虐待を受けた・可能性のある子どもの保護
- ② 市町村や児童相談所への通告（連絡）
- ③ 組織としての対応
- ④ 保護者等に対する児童虐待防止のための教育や啓発

## 対応の流れ

担当職員が虐待の疑いに気づく（複数の目で子どもを見ます）。

一人で抱え込まないようにします。同僚や上司に相談します。

組織的に所長・施設長へ相談します。

子どもの様子、保護者の様子をつかみます  
怪我などの跡がある場合、園医へ相談します。（記録化）  
組織での対応のスタッフを組みます（園長、主任、担任ほか必要に応じて）。  
ケース内容の経緯と方向づけの情報収集と確認をします。

保護者への働きかけ

保護者と関係のよい人が直接に当たり、話を十分に聞きます。  
改善への援助と協力を約束する姿勢を示します。  
相談できる他機関を紹介します。

連絡と相談

児童虐待を確認したり、かもしれないと思った時は市町村相談窓口又は児童相談所に連絡または相談してください。  
連絡することについての保護者の意向確認や同意は必要ありません。「連絡（通告）」は管理職が対応することが大事です。  
市町村、児童相談所、保健所（保健センター）などとの協力体制づくりをすすめて組織での対応の内容と程度を検討しましょう。